

橿原市週休2日工事試行要綱 Q&A (受注者向け)

令和6年4月制定

1. 対象期間

Q1 工期と対象期間とは何が違うのでしょうか。

A1 工期とは、契約書に定めるものです。

対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から竣工日までの期間のことです。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q2 工事着手日（対象期間の始まり）について具体的にいつを示しますか。

A2 工事着手日は、現場代理人等が現場に継続的に常駐し始める日であり、対象期間に準備期間（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。））は含みません。

Q3 年末年始及び夏季休暇における休日の考え方はどのようになりますか。

A3 年末年始6日間と夏季休暇3日間は、それぞれ12月～1月の間で6日間、7～9月の間で3日間を取得してください。

Q4 年末年始及び夏季休暇に集中して現場閉所を実施した場合は現場閉所日数として扱われますか。仮に年末年始に8日間の現場閉所とした場合、2日間は現場閉所として扱われますか？

A4 現場閉所の対象期間には年末年始6日間、夏季休暇3日、工場製作のみを実施している期間等を含まないこととしています。年末年始や夏季休暇の前後に現場閉所した場合は対象期間に該当するため、今回の場合は2日間を現場閉所日として扱います。

Q5 市の都合で休日に工事や作業を実施した場合は、週休2日工事として認められないこととなりますか。

A5 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）に含まないこととしています。

なお、対象期間に含まない現場作業には、以下のような場合が考えられます。不測の現場作業が生じた場合、速やかに監督員と協議して下さい。

- ・市が現場見学会等を要請した場合
- ・現場内で災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合
- ・周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合
- ・占有者（電気・ガス・水道等）等の発注工事との調整に伴う作業

2. 手続きについて

Q 6 工事着手時点では4週6休未満で実施するとしていましたが、施工途中や竣工時点で4週6休以上を見込まれる又は実施した場合、工事費の補正対象となりますか。

A 6 週休2日工事は受注者と市で工事着手前に協議した上で実施するものです。工事着手時点では4週6休未満で実施予定とし、結果として4週6休以上を達成した場合であっても、工事費の補正対象になりません。

Q 7 工事着手時点では4週6休以上を実施するとしていましたが、施工途中で実施が困難となり4週6休未満となった場合、4週6休以上の実施を取りやめることはできますか。

A 7 実施が困難な理由を整理した上で監督員と協議の上、修正した休日取得計画書を提出してください。また、工事完成図書提出時に現場閉所実績が記載された休日取得実績書を添付してください。

Q 8 工事着手時点では4週6休以上を実施するとしていましたが、施工途中や竣工時点で4週7休又は4週8休に変更することはできますか。

A 8 可能です。工事完成図書と共に提出いただく休日取得実績書等で現場閉所率を確認し、現場閉所率に応じて補正係数を変更して工事費を積算することとなります。

Q 9 週休2日を確保するために、工期延長することは認められますか。

A 9 発注時の設定工期は、年末年始休暇及び夏季休暇（対象外期間）に加え、雨天、土・日曜日、祝日等を見込んでおり、週休2日を確保するために工期を延長することは原則認められません。ただし、受注者の責に帰すことが出来ない事由による場合は、工期の延長を認める場合があります。工期が延長された場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

Q 10 どのような工事が対象外工事となりますか。

A 10 以下のような工事を対象外と想定しています。

- ①社会的要請により工期等に制約がある工事
例：市立学校等における長期休み中の施工が必要な工事
- ②緊急に対応することが必要な工事
例：災害復旧工事、緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により発注する工事
- ④その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

Q 11 週休2日工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じますか。

A 11 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

Q 12 週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合や、結果的に4週6休未満

となってしまった場合に工事成績評定による減点等がありますか。

A 1 2 工事成績評定による減点はありません。

Q 1 3 要綱第 8 条に週休 2 日工事の対象工事である旨を明示するよう規定されていますが、どのように明示したらよいですか。

A 1 3 下記の例を参考に、看板等により週休 2 日対象工事であることを明示してください。

(例) 週休 2 日の対象工事であることを明示する工事看板例

この工事は、
週休 2 日の対象工事です。

建設産業の就労環境の改善に取り組むため、
週休 2 日の取得を目指す取り組みを行っています

〇〇建設株式会社

3. 現場閉所の取扱

Q 1 4 対象期間中にある祝日の扱いはどのようになりますか。

A 1 4 祝日は対象期間から除外していませんので、平日と同じ扱い（現場閉所されると週休 2 日の対象とする）としてください。

Q 1 5 対象期間の中で現場閉所を行いやすい時期にまとめて現場閉所を行うことで週休 2 日を確保することはできますか。

A 1 5 対象期間全体で必要な休日日数を取得できれば、現場閉所率を確保したことになりますが、休日は 4 週（28 日）を 1 スパンとして平均的に取得するよう配慮してください。

Q 1 6 午前中は工事を実施したが、午後は降雨により休工とした場合、現場閉所日として取り扱うことはできますか。また、月曜日午後～火曜日午前など連続した半日単位で現場閉所した場合は合わせて 1 日閉所となりますか。

A 1 6 現場閉所は、1 日を通して現場が閉所された状態を示しますので、半日の作業を行っ

た場合は、現場閉所日として取り扱うことはできません。

また、月曜日午後～火曜日午前など連続した半日単位で現場閉所した場合、両日とも現場開所日として扱います。

Q 1 7 夜間作業における現場閉所の取扱はどのようになりますか。仮に金曜日 22:00 から土曜日 6:00 まで施工した場合の現場閉所日の取扱を教えてください。

A 1 7 夜間作業においては、作業開始日を現場開所日として取り扱います。金曜日 22:00 から土曜日 6:00 まで施工した場合、金曜日を現場開所日とし土曜日は現場閉所日として取り扱います。

Q 1 8 作業予定日を雨天や台風等で休日（現場閉所）にする場合、当日の判断でもよいですか。

A 1 8 当日朝の判断でも構いません。一日を通して現場閉所できた場合は現場閉所率に算入できます。

Q 1 9 現場代理人等が現場閉所日に、現場外（本社等）で書類作成等を行った場合、現場閉所となりますか。

A 1 9 現場閉所は現場と現場事務所での作業を一日行わない状態と定義しています。現場外の作業については、この要綱の現場閉所には影響しません。ただし、振替休暇の取得など本要綱の趣旨に沿ったご対応をお願いします。

Q 2 0 現場事務所で事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいですか。

A 2 0 現場事務所で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所となりません。